

ID: 503

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	特例特定入所者介護予防サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第61条の4第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第61条の4及び政令第29条の5の規定による。 (特例特定入所者介護予防サービス費の支給) 第61条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。 (1) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) その他政令で定めるとき。 2 特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。 (特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合) 第29条の5 法第61条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 (1) 特定入所者(法第61条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 特定居宅サービス(法第61条の3第1項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (4) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日